

令和8年6月定例会 防災・環境対策特別委員会（付託）

令和8年6月29日（月）

〔委員会の概要〕

出席委員

委員長	近藤	諭
副委員長	岡本	富治
委員	嘉見	博之
委員	古野	司
委員	平山	尚道
委員	庄野	昌彦
委員	寺井	正邇
委員	梶原	一哉

委員外議員

議員	仁木	啓人
----	----	----

議会事務局

政策調査課長	蔭谷	知子
政策調査課課長補佐	吉田	寛子
政策調査課主任主事	丹生	瞳

説明者職氏名

〔危機管理部〕

部長	佐藤	章仁
副部長	杉本	孝誠
危機管理監	岩原	傑
次長（危機管理政策課長事務取扱）	地面	浩
防災対策推進課長	宮島	崇
防災対策推進課被災者支援推進室長	茂木	孝夫
消防保安課長	武田	康孝

〔生活環境部〕

部長	加藤	幸一
安全衛生課長	中村	卓史
サステナブル社会推進課長	奥田	理悦
資源循環課長	加藤	貴弘
環境管理課長	田中	麻理

〔保健福祉部〕

部長	福壽 由法
保健福祉政策課長	島田 准子
医療政策課救急・災害医療対策室長	大野 文哉
長寿いきがい課長	新開 弓子
障がい福祉課長	杉生 忍

〔農林水産部〕

部長	鈴木 光明
次長（水産振興課長事務取扱）	岡久 正治
生産流通課長	水口 晶子
鳥獣対策課長	渡辺 裕恭
林業振興課長	井村 慎也
農山漁村振興課長	谷本 修
生産基盤課長	若山 健一
森林土木・保全課長	永本 吉宏

〔県土整備部〕

県土強靱化担当部長	小津 慶久
次長（企画担当）	谷川 健治
県土整備政策課県土強靱化推進室長	佐々木 和憲
道路整備課長	山下 賢志
住宅課長	藤本 裕幸
河川政策課長	披田 毅
河川整備課長	香川 忠司
砂防防災課長	明星 康信
水環境整備課長	細岡 卓也

〔病院局〕

局長	蛭原 淑文
次長（病院局総務課長事務取扱）	春木 達也

〔教育委員会〕

教育長	中川 斉史
施設整備課長	大和 研二
体育健康安全課防災・健康食育推進幹	月本 直樹

〔警察本部〕

警備部長	田村 聡
警備部参事官兼警備課長	横田 勤

【報告事項】

- 消防団員数（速報値）について（資料 1）
 - 「水素エンジン ハイブリッド車」技術実証について（資料 2）
 - 令和 7 年度野生鳥獣による農作物被害の状況について（資料 3）
 - 令和 7 年度徳島県流域下水道事業会計の決算概要について（資料 4）
-

近藤諭委員長

ただいまから、防災・環境対策特別委員会を開会いたします。（10時31分）
直ちに議事に入ります。本日の議題は、お手元の議事次第のとおりであります。
まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

佐藤危機管理部長

この際 1 点、御報告申し上げます。資料 1 を御覧ください。消防団員数の速報値についてでございます。令和 8 年 4 月 1 日時点の本県の消防団員数は 9,792 人となっており、前年度と比べ、51 人減少、率にして 0.5% の減となっております。

また、うち女性消防団員数につきましては、423 人となっており、前年度と比べ、7 人増加、率にして 1.7% の増となっております。なお、消防団別の内訳は記載のとおりです。
報告事項は以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

加藤生活環境部長

この際 1 点、御報告申し上げます。資料 2 を御覧ください。水素エンジンハイブリッド車技術実証についてでございます。

本県においては、脱炭素社会の実現に向け、EV や蓄電池の普及に加え、次世代エネルギーの切り札となる水素の利活用など、あらゆる選択肢を追求する全方位戦略で取り組んでおります。

そうした中、この度、トヨタ自動車株式会社から、水素エンジンを搭載した車両にて地産地消の水素を使用して走らせる技術実証を行いたい、との御提案を頂いたことから、本県の地域資源である水素インフラ設備の有効活用のため、同社と協働し、実証を実施することといたしました。

実証に使用する車両は、ハイブリッドシステムを搭載した水素エンジン・ハイエースであります。これを県が無償で借り受け、県内のホテルや大学など、6 者の実証パートナーに通常業務の中で使用していただくことで、実際のビジネス現場における実用性を検証することとしております。

今後のスケジュールといたしましては、来る 7 月 7 日、鳴門公園において関係者による出発式を開催し、同日より 12 月 22 日までの期間、県内を実際に走行いたします。

報告事項は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

鈴木農林水産部長

この際、1 点御報告させていただきます。令和 7 年度野生鳥獣による農作物被害の状況についてでございます。資料 3 を御覧ください。

1、被害額でございますが、8,081万2,000円となっており、前年度から565万7,000円の減少となっております。

2、獣種別作物被害額の概要でございますが、ニホンジカによる被害額が4,148万9,000円と、前年度に比べ増加しており、果樹の被害額が65%を占める状況となっております。

一方、イノシシとニホンザル、カラスやヒヨドリなど、その他の獣種による被害額は減少いたしました。

3、獣種別の捕獲頭数といたしまして、継続的な有害鳥獣捕獲や個体数管理を推進した結果、捕獲総数としては、前年度比89%となったものの、ニホンジカは2万頭を超え、前年度比108%と過去最多となっております。

4、今年度の対策といたしまして、国の交付金を活用した侵入防止柵の設置や、追い払い、ICT技術を活用した自動捕獲システム等の導入により、防護と捕獲の強化を図ってまいります。

また、とくしまハンティングスクールなどによる担い手の確保を進めるとともに、昨年 6 月に発生した有害鳥獣捕獲中の事故を受け、ヘルメット等の安全対策に係る支援や事故防止のための学び直しなど、安全確保を図ってまいります。

今後とも効果的な対策を進め、農作物被害の軽減に努めてまいります。

報告事項は、以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

小津県土整備部県土強靱化担当部長

1 点、御報告させていただきます。資料 4 を御覧ください。令和 7 年度徳島県流域下水道事業会計の決算概要についてでございます。

この決算につきましては、地方公営企業法の規定に基づき、監査委員による決算審査を受け、9 月定例会に提出し、決算認定特別委員会において御審議いただく予定となっております。このほど、決算調製が終了いたしましたので、その概要につきまして、御報告を申し上げます。

1、業務の状況でございます。令和 7 年度の年間総処理水量は231万4,276m³、1 日当たりおよそ6,340m³でございます。

2、収支の状況でございます。まず、左下に記載のア、収益的収支につきましては、収入は、市町の管理運営負担金や長期前受金戻入など 9 億5,623万4,601円、支出は、指定管理料や減価償却費など 9 億5,515万3,842円となっており、当年度は、108万759円収入が支出を上回っております。

次に、右側のイ、資本的収支でございます。収入は、企業債や、一般会計からの繰入金など、5 億4,717万163円、支出は、企業債償還金など、5 億4,717万163円となっており、当年度は、収入及び支出が同額であり、過不足は発生しておりません。令和 7 年度の決算概要については、以上でございます。

今後とも、適正かつ効率的な経営を行い、持続可能な下水道サービスの提供を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

報告事項は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

近藤諭委員長

以上で報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは質疑をどうぞ。

平山尚道委員

私からは大きく 2 点質問させていただきます。我が会派の嘉見議員が本会議で質問されました早期の生活再建に向けた被災者支援について伺いをいたします。

大規模災害時、被災された方々は住まいの再建や家計の立て直しなど様々な問題に直面しております。

このため、被災者一人一人に寄り添った適切な支援を行い、1 日も早い生活再建につなげる仕組みづくりが必要不可欠であります。そこでお伺いいたします。具体的にどのような形で一元的な相談窓口の設置を行うのかお聞かせください。

茂木防災対策推進課被災者支援推進室長

ただいま、平山委員より、被災者支援の一元的な相談窓口の設置に関する具体的な取組について御質問を頂きました。

市町村における一元的な相談窓口の設置につきましては、過去の大規模災害において課題となった行政の縦割りによる相談窓口の迷いを解消し、被災された方々に必要な支援を円滑につなぐことを大きな目的としているところでございます。

具体的な取組といたしましては、能登半島地震での支援実績等を踏まえ、住まいの再建だけではなく、暮らしや生業、就学、進学、健康など、被災者のニーズを網羅的に洗い出すとともにニーズごとの支援手順を取りまとめ、標準的なマニュアルを作成いたします。

この標準的なマニュアルを基に各市町村におきまして、それぞれの実情を反映していただくことで、一元的な相談窓口の設置につなげてまいります。

平山尚道委員

被災者のニーズはその内容が非常に多岐にわたります。マニュアル作成に当たり県庁内の各部局間の連携を基に、弁護士などの専門人材と連携した対応が必要になると思いますが、どのように進めていくのか教えてください。

茂木防災対策推進課被災者支援推進室長

ただいま、平山委員より、マニュアル作成に係る各部局や専門人材との連携についての御質問を頂きました。

被災者のニーズごとに具体的な支援手順を定めたマニュアルを作成するに当たりましては、例えば住まいの再建、確保につきましては県土整備部、介護をはじめ福祉や医療につきましては保健福祉部など、各部局における知見や主体的な取組が不可欠となります。

また、弁護士による法律相談など外部の専門家との連携も必要になってまいります。平

山委員のお話のとおり、各関係部局はもとより外部の専門家との連携、調整を図りながら、一元的な相談窓口の設置に向けてしっかり取り組んでまいります。

平山尚道委員

被災者支援には全庁的な専門知見の結集が必要となります。各部局との緊密な連携の下、確実に実効性の高い被災者支援体制の構築を進めていただくことをお願いいたします。

続きまして、早期の生活再建に向けた被災者支援のうち、住まいの確保についてお伺いをいたします。

先日、能登半島地震の復旧・復興状況を確認するため石川県へ視察にまいりましたが、応急仮設住宅については、これまでの再建では余り見られなかったトレーラーハウスや2階建ての住宅など、様々なタイプの応急仮設住宅が供給されておりました。

私としては、このように多様な供給体制を確保しておくことが、迅速な応急仮設住宅の供給に向けて重要と考えております。

そこで、本県の応急仮設住宅の供給体制の現状についてお伺いをいたします。

藤本住宅課長

ただいま、平山委員より、応急仮設住宅の供給体制の現状について御質問を頂きました。

能登半島地震など近年の災害では、従来からの現地で建設するプレハブ型、木造型に加えまして、自走が可能なトレーラーハウスやユニット化した状態で現地に持ち込む住宅など、いわゆる移動型の仮設住宅の供給が増加しており、応急仮設住宅の建設タイプが多様化しております。

このことを踏まえまして、本県におきましては従来から協定を締結しておりますプレハブ型、木造型の3団体に加えまして、移動型の応急仮設住宅を供給する3団体、具体的には日本RV・トレーラーハウス協会、日本オフサイト建築協会、日本ムービングハウス協会と令和8年3月に協定を締結し、体制を強化したところでございます。

平山尚道委員

能登半島地震で実績のある団体と協定を締結したことは、南海トラフ巨大地震が迫る本県において非常に心強く思っています。

一方で能登半島地震における仮設住宅については、供給の遅れが報道されていたと承知しております。

発災後、速やかに仮設住宅を供給し、被災者の自立した生活を確保するためには、平時の事前準備による体制の強化が重要と考えております。

そこで、能登半島地震で得られた教訓を生かして今年度の新規事業として立ち上げられました応急仮設住宅づくり体制強化事業について、さきの2月議会でお伺いをいたしましたが、その後の進捗状況について教えてください。

藤本住宅課長

ただいま、平山委員より、今年度の新規事業であります応急仮設住宅づくり体制強化事業の、その後の進捗状況について御質問を頂きました。

発災後、速やかに応急仮設住宅を供給するためには、県への具体的な建設要望を取りまとめる市町村が建設タイプごとの特徴を理解し、被災者ニーズや地域の実情に応じた計画を準備していることが重要となります。

そのため県におきましては、事業者団体との協力の下、建設タイプごとに建物規模や工期、耐震性能や断熱性能、またバリアフリーへの対応、恒久化対応への可否などの整理を行い、昨年度末に市町村への情報提供を行ったところです。

今年度新規の応急仮設住宅づくり体制強化事業においては、計画の更なる具体化を促進するため市町村、事業者団体とも連携し、特に恒久化を見据えた敷地選定や配置計画についての現地トレーニングを行うこととしております。

現在、市町村からモデル敷地の候補について提案を頂いており、平山委員の地元の海部郡も含め 6 か所程度のモデル敷地を選定した後、恒久的な使用を前提とした住宅の規模、敷地内通路や集会所、その他の付帯設備等を想定いたしまして、具体的な配置計画の検討を進めてまいります。

引き続き、発災時における迅速な住まいの供給に向け、市町村、事業者団体とも緊密な連携の下、取組を進めてまいります。

平山尚道委員

南海トラフ巨大地震のような災害では、関係者の顔の見える関係が何よりも重要となります。

引き続きしっかりと、日頃から市町村や事業者団体と連携を深めることを御要望いたします。

私は、発災から 2 年半たった能登半島を視察させていただきました。非常に感慨深いものでありまして、例えば、大きな道路であったり、国道であったり、道路は本当に復興したかということではなくて、通れるようにしたという状況でございます。日本海側ですと海底が隆起して、沿岸の国道の数箇所が土砂崩れ状態で、その土砂を除いて通れるようにするというのを、その隆起した所に造った道路を走って視察させていただきました。

また、1 万人以上いた市が、この 2 年半で 4,000 人近くに減っている状況でございますが、流出した方が今後どのように帰ってくるのかということのも非常に重要であるのですが、そこで一つ学ばせていただいたのが、産業が弱い所は戻ってくるのが非常に難しいのかなと感じました。

本県の現状といたしましても、産業が弱いという部分で、発災後に同じような状況になるのかなと思いますので、今後は事前復興を含め、まちづくりについて、県としてもしっかりサポートを進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

古野司委員

1 問、質問させていただきます。

本会議での避難所ライフライン確保に関する御答弁の中で、自立的な電力確保の観点から電気自動車の普及拡大による避難所の機能強化について言及がございました。

私自身、平成16年の台風10号の際、これは旧上那賀町と旧木沢村でありました平成16年災害でございます。地元的那賀町において長期の停電を経験いたしました。

この経験から、特に孤立した集落が命をつなぐためには、避難所における電源確保が不可欠であると痛感をいたしております。

中でも、御答弁にありました電気自動車からの給電について、昨今の目覚ましい性能向上もあり、大きな可能性を感じているところです。

そこでまず、電気自動車を含めたZEVの普及促進に向けた取組についてお伺いいたします。

奥田サステナブル社会推進課長

ただいま、古野委員より電気自動車の普及に向けた取組について御質問がございました。

本県では電気自動車、EVをはじめとするZEVの普及促進に向け、ZEVの導入支援と充電インフラ整備を両輪として推進しているところでございます。

具体的には中小企業等の皆様の脱炭素経営を後押しするZEV導入の支援、県内2,000口の目標に向けた公共施設への充電インフラの率先導入などに全力を注いでおります。

また、去る5月26日には自動車販売業界をはじめとする関係機関と固くスクラムを組み、とくしまEVプロモーション宣言を打ち出しております。今後、県内各地のイベントを通じてZEVの魅力の発信を行ってまいります。

さらに、古野委員がお話しの走る非常用電源としての活用といたしまして、避難所への給電活動を行う電力供給サポーター、非常時にEV充電器を無償開放いただく、すだちくんEVCharger認定制度への事業者参画を更に促進してまいります。

今後とも、これらの取組を着実に実行してまいります。

古野司委員

災害時には道路の寸断など、想定外の事態が起こると思います。先ほど申し上げた性能向上が著しい電気自動車の活用は非常に有効な手段になります。

また、これまで同様、避難所に非常用発電機や蓄電池をしっかりと配備していくことが重要であります。

そこで避難者のQOLの向上を図るため、避難所における確実な電源確保にどのように取り組んでいるのか、お伺いいたします。

茂木防災対策推進課被災者支援推進室長

ただいま、古野委員より避難所における電源確保の取組について御質問がございました。

大規模災害時には広範囲にわたる停電の発生が懸念されておりました。ライフラインである電気を確保することは良好な避難所環境を保つ上で重要な課題であると認識しております。

このため、古野委員がお話しのとおり、先ほど奥田サステナブル社会推進課長からも答弁がありました電力供給サポーター登録制度の普及促進や避難所への可搬型外部給電器の

導入など、電気自動車の積極的な活用を図ってまいります。

また、これまで同様、非常用発電機や蓄電池の配備について市町村に対してしっかりと働き掛けてまいりたいと考えております。

さらに、レンタル事業者等との災害協定に基づきまして、発災時に非常用発電機を調達できるような体制も確保してまいります。

今後とも市町村と連携しまして、避難所における電源の確保に向けた取組を進めてまいります。

古野司委員

避難所の電気自動車の利用事例としてはスマホの充電、照明器具、調理器具などの使用と書かれておりました。

これらは電気自動車の100V、1,500Wのコンセントからの給電が前提となっているということでございます。

災害時に電気自動車からの給電によりここが大事だと思いますけれども、空調、照明設備などを稼働させて避難所のQOLを向上させるためには、本来は施設側の配電盤の改修や避難所への給電により、放電を続ける電気自動車への再充電を行うことができる太陽光発電設備などの避難所の機能強化も必要であると考えます。

石川県能登町では、協定先からのEV貸与による利便性の実感を背景として、このあとすぐに日産自動車のサクラ（SAKURA）を公用車として4台、役場として導入して、実際の災害時には給油制限下でも役場機能の維持と避難所への電力給電に役立つということもあったようでございます。

県におかれましては、市町村に対して国などの有利な財源の活用を積極的に働き掛けていただき、電気自動車を最大限に活用できる避難所の環境整備に取り組んでいただくことを強く要望いたしまして、この質問を終わります。

通告をいたしておりましたが、先ほど御報告を頂きまして、経済委員会の時にも農林水産部から御報告を頂きましたが、野生鳥獣による農作物被害の状況についてということで、私の感想を申し上げたいと思います。

これは経済委員会の時にも何人かの方がおっしゃっていたのですが、私もあの時の皆さんのお話と同じで、体感的には全く鳥獣害の被害は減っていない。増えているのではないかと。シカは当然ですけど、サルに関しても増えているという体感を持っております。

実際、私自身も以前の半分近くはサルの被害を受けているのですが、なぜ表に出てこないのか、この数字に当たってこないかといいますと、被害を受けても、既に防護ネットなどで囲っている所はシカ対策ができているのですが、サルに関しては、電気柵を使う以外はなかなか対策が、及んでいかないということで、例え被害を受けて、それを申告しても、それに対する補償があったりとか、すぐに駆除班の対応があったりということにつながるということがあるので、ほとんどの方が泣き寝入りをされている、それが実態です。

この数字は氷山の一角とは申しませんが、多分ここに出ている何割以上の数字が追加で出てくるのが、本来の姿だろうと思うのです。

これはお答えいただかなくて結構ですので、この数字の向こうにあるものを見ていただ

いて今後の取組をもっと進めていただくように、よろしくお願いいたします。

梶原一哉委員

すみません。通告をしていないのですけれども、2点ほど気になったものがあるので、お願いします。

一つは水素自動車なのですけれども、これは先ほど古野委員も聞かれていましたけれども、県の方向性としては水素と電気を両方推進していく、水素自動車は非常に高価で、県庁の前にあったものは老朽化で撤去したということなのですけれども、設備もなかなか一般的には普及が進まないという状況ですが、方向性としては水素もしっかりと推進していくという方向なのでしょうか。その辺を確認しておきたいと思います。

奥田サステナブル社会推進課長

ただいま、梶原委員より、水素の推進の県としての方針について御質問がございました。

先ほども申しましたけれども、本県においては脱炭素社会の実現に向けて国が掲げるマルチパスウェイの考えの下、EVをはじめ水素についても全方位戦略で推進することに取り組んでおります。

また、水素についても強みというのがございまして、長距離移動であるとか重い荷物を運ぶという利点がありまして、また充填時間の短さでありますとか、水素エンジンに関しましては従来のエンジンの内燃機関の部品等をそのまま使えますので、産業、雇用を守るという意味もございまして。

全方位ということで、EVだけでなく水素も引き続き推進に向けて取り組んでいきたいと考えております。

梶原一哉委員

分かりました。

今回の技術実証は、これは実証パートナーで県内の大学とか企業が入っていますけれども、12月22日までこうした大学とか企業さんにハイブリッド車を貸し出して、使い勝手とか様々な実証を行っていただくという、そういうことですか。

奥田サステナブル社会推進課長

今回、まだ市販はされていない車ですが、県が借り受けまして、それを各実証パートナーが実際の業務の中で運転していただいて、そのデータをトヨタ側で収集しまして、あと乗り心地であるとか、こういう意見を伺いながら、市販化に向けて今後、進めていくということでございます。

梶原一哉委員

分かりました。普及がどんどん進んでいけばいいなと思います。

最後に台風関連で、台風7号、8号をかなり心配はしておりましたけれども、徳島市内については、さほど大きな被害が出ずによかったと思っています。

事前委員会でも園瀬川周辺の対策をお聞きをしたのですが、私も気になって、台風が来

る直前に現場を見に行きましたら、ちょうど園瀬川橋の橋の上で一人の御婦人の方が川を覗き込んで、心配そうに見られている姿がございました。

恐らく近隣の方だろうと思うのですが、あの辺りの方は園瀬川の水位とか状況について本当に心配されているということを改めて感じました。今は、わざわざ現場に見に行かなくても、県の河川の監視カメラがあります。それで県の主な河川については、その状況を非常に鮮明な画像で見えるので、本当にいいなと思っています。今、徳島県の防災 L I N E をずっと推進されています。かなりの人数の方が防災 L I N E に登録されているということです。

徳島県河川監視カメラを、Google で検索したら、もちろん県のホームページに出てくるのですが、例えば現場の状況もそうですが、水位がどれくらい上がっているのかとか、L I N E でぱっと見えたなら非常に便利なのになと思うのですが、その辺はどういった認識を持っていますでしょうか。

宮島防災対策推進課長

ただいま、梶原委員から、県の公式 L I N E での水位状況等で御質問がございました。

今、災害時、警報等もそうなのですが、河川の水位情報等がある基準に達すると L I N E やメールで、プッシュ型で送られるようになっております。

カメラに関しましては河川情報等を発信した際に、例えば道路のカメラもそうですが、河川のカメラも地点を集約して表示したりしておりますので、直接的ではないですが、そういったところはホームページで御案内する形になっております。

梶原一哉委員

分かりました。

私も L I N E をチェックして、どこからカメラにつながるのかなと見たのですが、私が見落としているのかも分からないのですが見当たらなかった。

それぞれの地域の方は河川の状況を非常に気にされているので、せっかく L I N E の登録をどんどん広げられているので、あそこから河川の状況が見えるように工夫していただいて、水位の状況と併せて見えるようにしていただければ有り難いと思いますので、また今後も工夫して、より使いやすい防災情報になるようお願いしたいと思います。

庄野昌彦委員

事前委員会の時にもお聞きしたのですが、徳島県のドクターヘリです。ドクターヘリの運航について令和 8 年度 4 月からは契約ができていないということで、県民の皆さん方も非常に不安に思っております。

それで大野医療政策課救急・災害医療対策室長にも、あれから様々な取組をお聞きしまして、非常に御苦勞をされて、現在は静岡のほうと契約をして、夏場に少し飛ばせるということをお聞きしています。

それと、徳島県の消防防災ヘリうずしおとの連携というのが非常に重要なのですが、事前に、令和 3 年度から令和 7 年度までの過去 5 年間のドクターヘリの運航の出動件数と、それと県の消防防災ヘリの運航件数、そして運航経費についてお聞きしておったと

ころ、文書で実績を頂いたのですけれども、一応、この場でも運航件数、それから運航経費について過去 5 年間、お知らせいただけますか。

大野医療政策課救急・災害医療対策室長

ただいま、庄野委員からドクターヘリの令和 7 年度から過去 5 年間の出動件数、運航経費の実績につきまして御質問を頂戴いたしました。

私からはドクターヘリについて御説明させていただきます。

令和 7 年度の出動件数につきましては 319 件、令和 6 年度が 369 件、令和 5 年度が 467 件、令和 4 年度が 520 件、令和 3 年度が 492 件となっております。

運航経費についてでございますけれども、令和 7 年度が 2 億 427 万 3,479 円、令和 6 年度が 2 億 1,188 万 3,657 円、令和 5 年度につきましては 2 億 5,197 万 4,000 円、令和 4 年度も 2 億 5,197 万 4,000 円、令和 3 年度が 2 億 3,051 万 6,000 円になってございます。

武田消防保安課長

消防防災ヘリうずしおの運航件数と運航経費でございますが、件数でいきますと令和 3 年度が 226 件、令和 4 年度が 223 件、令和 5 年度が 215 件、令和 6 年度が 216 件、令和 7 年度が 208 件。

次に運航経費でございます。令和 3 年度が 2 億 5,652 万 2,660 円、令和 4 年度が 3 億 196 万円、令和 5 年度が 2 億 8,438 万円、令和 6 年度が 2 億 9,740 万円、令和 7 年度が 3 億 2,228 万円でございます。

庄野昌彦委員

ドクターヘリについては大野医療政策課救急・災害医療対策室長、そして消防防災ヘリコプターについては武田消防保安課長から実績をお伺いしました。

今のところ、ドクターヘリが運航しておりませんので、県の防災ヘリが緊急的なドクターヘリの部分も担われているということをお聞きしています。

また、関西広域連合でありますから和歌山県とか、それから香川県とかともドクターヘリについては協力を頂きながら、県民の命を守るために努力していただいているということでございます。

それで大野医療政策課救急・災害医療対策室長のお話を聞いても、何とかドクターヘリが運航できるように事業所をいろいろ回られているのですけれども、現在は静岡エアコミュニティ株式会社でしたか、そこが夏の間はやられるということでございますので、それ以降の部分が心配されるわけなのですけれども、ドクターヘリの運航も年間 300 回を超えてずっとありますので、今後、これを防災ヘリとか和歌山県、それから香川県の協力で全部やるというのは非常に難しいなと思うのですけれども、何とかやりくりをして人命の救助をお願いしたいわけです。

今後の取組として、難しいのは分かるのですけれども、どんな形でやられようとしているのかお聞きしたら、整備をしてくれているところの会社も余り多くなくて、ドクターヘリを整備したり持っているのが全国で 12 社と聞いています。それらの方々と話合いをしていく上で、整備士の状況とかが非常に困難であるということもお聞きしました。

そういうのも含めて整備士の養成というのは、5 年間ぐらい実地を積んで初めてドクターヘリに乗れるというようなこともお聞きしたのですけれども、整備士の養成についても、これは県だけの問題ではなくて、国も全国的な問題として整備士を育てていかなければ、ますます今後、全国的なドクターヘリの運航が難しくなりますので、それらも含めて現状と今後の課題、ドクターヘリの安定的な運航に向けての課題がありましたら、おっしゃっていただきたいと思います。

大野医療政策課救急・災害医療対策室長

ただいま、庄野委員から、ドクターヘリ運航に至りましての現状ですとか課題ということで御質問を頂戴いたしました。

全国的課題となっておりますけれども、操縦士、それから整備士等の不足、また物価高騰によります機体をはじめとした運航に係る経費の増大等がございます。

全国各地のドクターヘリの運航会社は12社程度でございますけれども、直ちに新たな拠点を運航することは厳しい状況となっております。

このような状況を鑑みまして本県、あるいは本県が加盟しております関西広域連合では、国に対しまして今後の大量退職時代に備えまして、操縦士、あるいは整備士の人員、あるいは国を挙げた養成の取組の推進ですとか、あと機体価格の高騰や賃上げに伴う運航経費の増大を反映した十分な予算の確保といったものを要望してきたところでございまして、今後も関係府県とも連携をいたしまして、あらゆる機会を捉えて要望を行ってまいりたいと考えてございます。

また、ドクターヘリの運航に関しましては8月10日まで静岡エアコミュタ株式会社に運航をいただいているところでございます。

8月10日以降、更には来年度以降の運航に向けましては、なかなか難しいところもありますけれども、引き続き全国の運航会社と粘り強く調整、交渉を行って、できるだけ安定的、持続的な運航体制が確保できるよう努めてまいりたいと考えております。

庄野昌彦委員

課を挙げて頑張られているというのは、お聞きをして重々分かりました。

静岡エアコミュタ株式会社が、6月8日から8月10日ということでありますけれども、それ以降につきましても粘り強く頑張っていただきたいと思います。

それと、防災ヘリとの協力、それからドクターカーとか、様々な部分がありますけれども、一人でも多くの方々の命が救えるような状況、これは消防とも連携が要だと思いますけれども、是非そうした取組の中でドクターヘリというのは非常に重要な意味を持ちますので、何度も言いますけれども厳しい努力されているというのは重々分かるのですけれども、引き続いて御努力、御尽力をお願い申し上げておきたいと思います。

また、防災ヘリも何とか、防災が主ですけれども、そうした命を助けるという部分につきましても御支援、御協力をお願い申し上げておきたいと思います。

それと続いて、有機フッ素化合物 P F A S というのが全国的にも、今、問題になっているのですけれども、河川を汚染したり、その影響で水道水が汚染されたりするような場合があつて、これは自治体管理空港で P F A S を含む泡消火剤というのが管理されていると

というようなことがあるのです。

これはこれとして置いておきまして、PFOA、PFOSというのが全国的に、例えば沖縄の米国基地などでは泡消火器が浸透して河川汚染したり、また国内でも、例えば空気清浄機でろ過したりする吸着剤みたいなのがあって、それを保管しておいて、そこから流出したフッ素化学物が河川を汚染するといったような場合があると、私もお聞きしています。

少し前ですけれども、2024年に、公共サービスのキャンペーンで命の水を考えるセミナーというのに参加して、有機フッ素化合物PFASの汚染実態と除去、分解技術について勉強させていただいたのですけれども、この時には基調講演において中央大学理工学部の教授、山村さんという方からお聞きをしました。

そのあと労働組合、全日本水道労働組合のいろんな取組についてお聞きしたのですけれども、PFOS、PFOA、これが水道水を汚染したりすると、それを知らずに飲用していた方々に健康被害があると、妊婦なんかでしたら流産したりする危険があるとか、そうしたことも言われていました。

したがって、本県ではまだそんなに、私は強くお聞きしたことはないのですけれども、PFOS、PFOAを測定できる液体クロマトグラフを県のほうも予算付けをして、購入をして、そういうものが測定できるような体制が整っているとお聞きしましたので、現在の河川の有機フッ素化合物、PFOA、PFOSの状況、それと水道水の調査結果、心配はないのかということの、現状をお聞かせいただきたいなと思います。

田中環境管理課長

ただいま、庄野委員から、本県のPFASの河川の状況等について御質問を頂きました。まず、環境管理課から河川のことについてお答えをさせていただきます。

PFASとは1万種を超える有機フッ素化合物の総称で、水や油をはじき熱や薬品に対して強いため、これまで泡消化剤、金属メッキ処理などの幅広い用途で使用されてきました。PFASのうち有害性及び環境への影響が懸念されておりますPFOS及びPFOAについては、化学物質の審査及び製造の規制に関する法律に基づきまして既に製造や輸入等が禁止されるとともに、河川や地下水の指針値はPFOS及びPFOAの合算で水1L当たり50ナノグラム以下に設定されています。

県ではPFOS及びPFOAについて水道、農業、工業などの利用面から、重要な河川を重点的に計画的な調査を実施しております。

これまでの調査河川は県域を広く網羅してきておりまして、指針値よりも十分低い値であることを確認してまいりました。

令和7年度に、庄野委員がおっしゃいました高速液体クロマトグラフ質量分析装置という測定機器を保健製薬環境センターへ整備を行いました。測定体制を確立した令和8年度以降は河川を継続して調査するとともに、新たに地下水の調査を開始するなどして県内の状況についてより詳しく把握し、県民の安全安心の確保に努めてまいります。

中村安全衛生課長

安全衛生課から水道水のところを御説明させていただきます。

水道水の P F A S につきましては、令和 2 年 4 月から水道水の水質管理上、留意すべき項目として位置付けられていたところでございますけれども、昨年の 6 月、省令改正によりまして、水道法第 4 条の水質基準といたしまして新たに P F A S が設定され、令和 8 年 4 月 1 日から水道事業体に検査義務が課せられ、現在、各市町村において計画的に実施されているところでございます。

これによりまして水質基準が 51 項目から 52 項目に増え、検査頻度といたしましてはおおむね 3 か月に 1 回以上の検査が実施されております。

水質基準値は 50ng/L 以下で、体重 50kg の人が 1 日当たり 2 L の水を一生涯にわたり摂取しても、健康に対する有害な影響が現れないと考えられている値でございます。

なお、御質問の本県における令和 2 年度から昨年度末までの検査結果では、国が定めている基準値超過の事例は確認されておられません。

庄野昌彦委員

河川、そして水道の状況についてもお聞きをしました。

隣といいますか、本州でも、かなり出ているという所もお聞きしておりますので、本県につきましても、今、出ていないということで安心しておりますけれども、是非ともこれから検査を継続しながら、県民の命の水をお守りいただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは最後の質問です。水環境整備課の細岡課長のところなのですが、市の事業ですが、河川とか水を守るということで生活雑排水の流入を少しでも少なくしようということで、単独浄化槽を合併処理浄化槽に変更していくということで国、県、市がそれぞれ補助をしながら、もちろん施工する個人の方も負担は要るのですけれども、そうした事業が進められております。

単独浄化槽が県内にもたくさんまだ残っておりますけれども、そうしたことで合併処理浄化槽に変えていくということは水環境を守るということについては、早急に、それから積極的に県、市町村を含めて進めていかなければいけない事業だと思っております。

そこで、私も昨日そうした事業を行う徳島市内の事業者の方と話をしていた、ある個人の方から変えたいということで徳島市に申請に行ったら、既に今年度の部分はいっぱいになっているということをお聞きして、まだまだ早いのに、なぜこんなことになったのだろうかということで調べてみたら、大きなところがかなり抑えていて、なかなか空気がなくてできないということがありました。それで市の事業なんですけれども、省エネ型ということでお聞きしますと、個人がやる場合に補助金の内訳として国が 2 分の 1、そして県が 4 分の 1、市が 4 分の 1 というお金を出しますが、補助金より個人の負担のほうが多く、大体 1 基当たり 83 万円ぐらい掛かるとすれば助成が 33 万 2, 000 円ぐらいあるとお聞きしています。

これについて、多分徳島市が、これぐらいだろうと予算付けをして臨んだところ多くの申請があつて間に合わないということになったら、徳島市は、例えば補正予算等を組めば、もう少し広くできるわけでありますから、県のほうも徳島市がそういうふうに広く予算付けしますよということになれば、是非とも徳島県としても、徳島市の合併処理浄化槽への転換を支援するというので、今後、頑張りたいと思うのですけれども、いか

がでしょう。

それと、令和 7 年度は徳島市では大体 65 件ぐらいの単独浄化槽から合併処理浄化槽に設置し直したというのを聞きました。鳴門市は 40 件ぐらいですから、年々転換が進んでいて、転換が進んでいくと水環境、河川とか、それから農業用水とか、そういうところに入るお水が、生活雑排水が少なくなりますので、やれるのであったら早急にお金を入れてやっていったほうがいいと私も思うのですけれども、そこらは今後、県としてどんな形で徳島市を支援していくのかということをお聞きしたいと思います。

細岡水環境整備課長

ただいま、庄野委員から、合併処理浄化槽への転換補助についての御質問を頂きました。

当該事業につきましては申請者に対して市町村が補助をするということで、県としても協調補助を実施するものであります。先ほどのお話であれば徳島市のほうで、まずは予算を構えていただくということになりますので、県としましては、市町村からそういった相談があった場合は十分に話を聞いた上で対応を検討してまいりたいと考えております。

庄野昌彦委員

多分、徳島市のほうも、かなり申込みがあるということになれば、またそういう要望を受けて、例えば補正予算等々も組んでいくような可能性もあると思いますので、そういう時には県も積極的に市の担当者ともお話をする中で、是非進めていただきたいと思います。

そうすることによって県下の生活雑排水での汚濁が少しでも少なくなればいいなと思いますので、御支援をよろしくお願い申し上げまして終わります。

近藤諭委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

ないようですので、この際、申し上げます。仁木議員から発言の申し出がありました。委員外議員の発言については議員一人当たり、1 日につき趣旨説明、答弁を含めおおむね 15 分とする申合せがなされております。

まず、仁木議員から趣旨の説明を願います。

仁木啓人議員

質問事項につきましては長生町の浸水対策、また、ドクターヘリの運航、そして L C A の関係につきまして、質疑をさせていただきたいと思います。

近藤諭委員長

委員各位にお諮りいたします。仁木議員の発言を許可いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは仁木議員の発言を許可いたします。

質疑をどうぞ。

仁木啓人議員

順次質問をしてみますが、まず長生町の浸水対策についてですけれども、こちらにつきましては先般の経済委員会におきまして、いわゆる明谷の西山の水について、農林水産省で排水ポンプ車にお入りいただけるという形で御答弁いただきましたけれども、その時に私が懸念事項として、県道をまたいでいるのでルートを取れるかどうかについて検討、または方策、また、何らかの対策をしてほしいということを申し上げましたが、台風 7 号も過ぎましたけれども、その部分についてどうなるか教えていただければと思います。

若山生産基盤課長

ただいま、仁木議員から、明谷地区の排水対策の現状把握ということで御質問を頂いております。

前回、経済委員会の付託委員会で御質問を受けまして、当日だったと思いますが、現地も見せていただきました。

現地には、桑野川との間に県道がございます。その排水対策をどうするかというのが課題となっております。現地を見ますと、明谷から桑野川に樋門が何箇所かございまして、桑野川の水位が高い時には、それが閉じられているということで、県道をまたいでいく必要があると思います。

この場合には、県道を通行止めせずに排水していく工夫が要ると思いますので、そのあたりは若干検討を要すると思っております。

あと、樋門が閉じられている場合については、現地を見せてもらおうと樋門の内側で土嚢なんかで止めて、樋門を開けてポンプ排水する方法もあるのかなと思っております。

こういう案件については事前から様々な検討していることが、現地も見て重要であると認識しているところでございます。

仁木啓人議員

当日、見ていただいてありがとうございました。

まだ雨の時期は続きますので、次回、水が出た際に御対応いただけるという認識でいいのか。農林水産省の排水ポンプ車を派遣いただいて運転ができる状態なのか。できる状態でないのであれば、それまでに何らかのルートを確認していただきたいと思いますけれども、その点お願いできませんでしょうか。

若山生産基盤課長

農林水産省の排水ポンプ車を出動することについて事前調整を、これからさせていただこうと思っております。

排水ポンプ車は中国四国管内全て対応ということなので、いろいろ優先順位等ございしますので、もし排水ポンプ車が間に合わない時については、他のあらゆる手段を検討しておく必要があると考えております。

仁木啓人議員

水稻においても黄化萎縮病という部分を申し上げましたけれども、西山地区については施設園芸というか、ハウスが 2 軒ありますから、また採卵鶏の施設もありますから、水稻のみならず、その辺の農地浸水対策という部分について、しっかり取り組んでいただきたいということをお願いしたいと思います。

続いてですけれども、ドクターヘリの運航についてですが、私は 5 年ぐらい前の本会議でも申し上げましたけれども、離島における夜間の救急搬送という部分についてへき地であれ、また離島であれ、どこに住んでいたとしても公共の福祉という部分を受けられるようにということで、その点を質したわけでありましてけれども、その際に夜間、今、伊島は過去からですけど、出羽島も同じでしょうけれど、住民の漁船で搬送して答島に着いたら、浜に着いたら救急車が待ち構えるという状況なんですね。

救命救急の蘇生関係は、なかなかできないような状況でして、それをしっかりと搬送することは非常に大事なことだということは認識していただいていると思うのです。ですからこそ、ずっと前から、夜間の救急搬送について、ドクターヘリの夜間の運航について、関西広域連合でも申し上げてきたわけなんですね。

その中での短期的な対策として、自衛隊また海上保安庁で、市のほうと、自治体のほうとの連携を取るという御答弁を以前いただいていたわけです。

そういう連携を取っていただいていたにもかかわらず、2 件ほど夜間の救急搬送がうまくいかずに重症、後遺症が残った方がいらっしゃったり、また、心肺停止のまま漁船で運ばれたり、そういったことが起こっているわけなんですよ。

この点の対応は、どうしていただけてきたのかということをお教えいただきたいと思います。

大野医療政策課救急・災害医療対策室長

ただいま、仁木議員より、ドクターヘリの夜間運航等につきまして御質問を頂戴いたしました。

ドクターヘリにつきましては有視界飛行でございますので、現在、夜間運航を行っておりませんけれども、仁木議員がおっしゃるように、離島ですとか、あと山間部等々につきましては、救急車による搬送時間を要する場合もあることから、重要な課題と認識をしております。

ただ、ドクターヘリの安全性を確保して夜間運航を行うためには、全国の統一的な基準の整備が必要ということでございまして、治療における医師とか看護師の確保、あとパイロット、整備士の確保といったことなど、数多くの課題があると認識をしております。

夜間運航につきましては、今後とも国や関係団体の動向を注視するとともに、情報収集に努めてまいりたいと考えてございます。

武田消防保安課長

消防防災ヘリにおいても夜間の運航というのは現在しておりません。安全面とかを考慮して、そういう運用になっております。

それと伊島など離島における夜間の搬送につきましては、令和 3 年に徳島海上保安部、関係する市町、消防本部、それと県とで協議を行いまして、夜間も含めた荒天時等におけ

る海上保安部の巡視艇等の出動について整理、確認をしたところでございます。

これによって、夜間であっても海上保安部の船は出港もできますし、漁船もそうなのですけれど、ただ荒天時に漁船よりも強いという特性が海上保安部の巡視艇にはございます。そういったことを整理しまして、離島における救急搬送の体制を補完したところでございます。

仁木啓人議員

令和 3 年というのは、私が質問した年度だと思いますけれどね。

その際に、夜間が難しかったら何らかの方策を示してくれということをお願いしたわけですね。

その後、何件か救急搬送があったと思いますけれども、夜間について、海上保安庁に依頼されたり、その実績があったのか、無かったのか教えてください。

武田消防保安課長

令和 3 年度に協議を行ってから、徳島海上保安部の巡視艇等々に出動していただいた実績はございません。

仁木啓人議員

結局のところ、そこが問題だということなんですよ。私が聞いているのは、夜間においてそういった事例が何件かあったにもかかわらず、夜間の救急搬送が行われていない状態が続いています。

これは住民がこれまでどおり、自分たちで何かあったら搬送しないといけないと思っただけで、どうしようもない時でもそうしなければいけない、そういうことなんですね。

それを改善していただくために過去から質問を続けているわけなんです。何が言いたいのかというと、若い人もいなくなっているんです。お年を取った人ばかり。老々介護というよりも老々で救急搬送しなければいけない時代で、フェーズが変わってきているわけです。

若い方がいらっしゃっても、どこに住んでいてもしっかりしなければと思いますけれども、そういうフェーズが変わってきているわけなんですよ。

それで、実績がないんでしょう。実績がないということは、これは認知されていないからだと思うんです。夜間においてドクターヘリが飛べないような時で大変な時は、連絡したら消防から海上保安庁に相談する連絡体制が取れているのかどうか。その認知が島民にされるようにするのかどうか。その 2 点お聞かせください。

武田消防保安課長

現在、徳島海上保安部に要請する場合については 119 番を受けた地元消防から要請するようになっております。

伊島に関しては阿南市消防本部が管轄しておりますので、阿南市消防本部に島民にこういう制度というか、体制がありますよということを周知していただくように依頼しているところでございます。

仁木啓人議員

これは広域でどうにかしなければいけない問題から始まった、連絡を密にしてくださいという、こういう議論の建て付けで動いていってもらっているわけなんですよ。だからその点、我々は関係ないみたいな答弁するのをやめていただいて、しっかり我が事として考えていただいてやっていただきますように、お願いをしておきたいと思います。

時間もないので最後の質問ですけれども、L C Aの関係について1点だけ質問させていただきます。

L C Aといいますのは、これがまた環境関係の部分になるのですけれども、ライフサイクルアセスメントということで、建物が建つまでの間の部材であるとか諸々のCO₂の排出を抑制していくというようなことで、国においては2028年度からの建築物についてL C A制度の開始を予定している形になっております。

公共建築物においても先行実施を進める方針であると聞いておりますけれども、徳島県においても県有施設であるとか新築の大規模改修に当たって、L C Aの試行導入ということを検討されるという状況にあるのではないかと思います。ないのであれば、これをしていかなかったら2028年度から国が導入すると言っているわけなので、この点、現状の方針、サステナブル社会推進課もいると思うのですけれども、お聞かせいただいた上で、建築関係についても、公共建築物についてどのような考え方や支援について考えられているのか、この2点をお聞かせいただいて閉じさせていただきます。

奥田サステナブル社会推進課長

ただいま、仁木議員より、L C Aについて御質問がございました。

我が国全体の温室効果ガス排出量の約4割を建築分野が占める中、2050年カーボンニュートラルの実現に向けまして、国において、去る3月27日に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の改正案が閣議決定され現在、国会で審議中でございます。

改正案におきましては、資材の製造から解体に至るまで環境負荷を幅広く評価するライフサイクルアセスメント、いわゆるL C Aのうち建築物のライフサイクル全体を通じたCO₂等排出量の評価に特化した制度が盛り込まれております。

具体的には延床面積5,000㎡以上の大規模な事務所、オフィスの着工に際して、ライフサイクル全体のCO₂と排出量を算定・評価し、結果を国に届け出ることが建築物に義務付けられております。

本県におきましても法案成立後には県有建築物について、まずは本制度の導入に伴う実務の影響やコストの増加を考慮しまして、国の方針を見極めることが重要であると認識しております。

また算定業務の効率化と財政負担の抑制のため、国が現在整備を進めておりますCO₂等排出量算定ツールや建材のデータベース、事業者向けのガイドラインなどについて今後、情報収集を行う必要があると考えております。

引き続き建築物の脱炭素化のため、国の動向や他都道府県の対応について、しっかり注視してまいりたいと考えております。

藤本住宅課長

令和 8 年 3 月 27 日に閣議決定されました同法の改正案の内容につきましては、これまでの使用段階のみならず、建築物の資材製造、施工から解体に至るまでのライフサイクルカーボンについて、一定の大規模建築物において、その評価結果の国への届出を義務付けるなど、脱炭素化をさらに進めるための措置が講じられるものと承知しております。

算定方法等につきましては現在、国会審議中でありますことから、法案の成立後、政令等で詳しい内容が示されるものと思っており、引き続き審議の動向を注視してまいります。

近藤諭委員長

時間がまいりましたので、以上で質疑を終わります。

次に、当委員会の県外視察についてであります。8 月 18 日火曜日から 8 月 19 日水曜日までの二日間の日程で、防災・環境対策に関する先進的な取組等を調査するため、広島・愛媛方面の関係施設等を視察したいと考えておりますが、よろしゅうございますか。

（「異議なし」という者あり）

それでは、さよう決定いたします。

これをもって、防災・環境対策特別委員会を閉会いたします。（11時46分）